

青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書

平成 19 年 3 月

青森県分収造林のあり方検討委員会

青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書目次

分収造林の今後についての提言	1
1 県林業公社の現状	3
(1) 検討に至る経緯	3
ア 県林業公社設立の背景	3
イ 事業の概要	3
ウ 果たしてきた役割	3
エ 本県における公社改革の取組	4
(2) 問題点	5
ア 林業を取り巻く社会環境の変化	5
イ 債務問題	5
ウ 国及び農林漁業金融公庫の見解	7
(3) これまでの経営改善策	7
2 抜本的対策	8
(1) 抜本的対策の必要性	8
(2) 検 討	9
ア 全面解約	9
イ 所要経費の補助金化	9
ウ 経営を県に移管し、債務は県が継承	10
(3) 現時点における最善策	10
3 移管後の経営方針	10
(1) 「県民環境林」の創設	10
(2) 「県民環境林」の経営方針案	11
ア 新たな管理方法による持続的森林経営	11
イ 公益的機能を発揮しながら収益確保に努める森林経営	12
ウ 県民と森林のコミュニケーションをつかさどる森林経営	14
4 委員会からの要望	15
(1) 情報公開について	15
(2) プロパー職員の処遇	15
(3) 今後の取組について	15
ア 現在の木材価格で経営が成り立つ林業を目指す	15
イ 森林・林業に関する県民への普及・啓発活動	16
ウ 新たな県民参加の手法	16
エ 県行造林に移管するまでに必要と考えられる事項	17
オ その他	17

◆参考資料	18
1 林業会社の概要	18
(1) 沿革	18
(2) 目的	18
(3) 事業内容	18
ア 分収造林事業（青い森農林振興公社森林会計部門）	18
イ 分収造林事業以外の事業	19
ウ 組織・執行体制	19
2 「青森県分収造林のあり方検討委員会」について	19
(1) 青森県分収造林のあり方検討委員会設置要綱	19
(2) 委員名簿	21
(3) 検討経過	21
(4) パブリックコメント実施結果	22
3 県林業会社に対する今までの提言	22
4 木材価格と労務単価の推移	24
5 県林業会社長期収支	24
6 森林の公益的機能の評価額	25
7 他県の動向（抜本的対策を表明または実施済みの県）	26

分収造林事業の今後についての提言

社団法人青い森農林振興公社（以下、同公社の森林会計部門を「県林業公社」という）は、県及び農林漁業金融公庫からの借入金によって苗木を植付し、下刈や除間伐などの手入れを行った後、立木のまま販売して、その収益を土地提供者と分け合う分収造林事業を実施してきたが、近年の木材価格の低迷から、県林業公社がこれまで進めてきた経営改善対策を以てしても、将来、累積した債務の償還を全うできるか懸念される状況となっている。

本委員会は、青森県知事の委嘱を受けて、県林業公社が実施している分収造林事業の、今後のあり方や方向性等について、平成17年6月から平成18年9月まで6回にわたり検討を行ってきたものであり、その結果を踏まえ、以下の提言を行うものである。

1 公社債務の抜本的対策

県林業公社が実施している分収造林事業の経営を県に移管し、分収造林事業に係る県林業公社の債務も県が継承すべきである。

2 分収造林事業の経営を県に移管することの意義

近年、国産材は価格の低迷が続き、林業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増している。また、森林に対する県民ニーズも、木材の生産に加え、貯水、洪水緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収などの公益的機能の発揮へと変化している。

このような社会情勢の変化を踏まえると、収益を求めるための投資としての視点だけでは分収造林事業の継続は困難であり、公益的機能を増進するための投資としての視点から、県林業公社の経営する森林を県行造林と統合して「県民環境林」と位置付け、木材生産機能を維持しながら、森林の公益的機能をより高めるための森林経営を行う必要がある、そのためには県が森林経営を行うことが妥当である。

これにより、大面積の伐採を前提としない持続的な森林経営が可能となり、「県民環境林」の公益的機能を最大限に発揮できるものとする。

3 県が債務を継承することの妥当性

分収造林事業については、当初、採算性を十分確保できると見込まれたため、県が「公社」という外部組織を設立し、森林所有者が自らの努力では健全な森林を造成することが難しい地域において森林整備を推進することを目的に進めてきたものであり、このことが、県が県林業公社に直接貸し付けを行い、及び農林漁業金融公庫借入金の損失補償を引き受けてきた理由でもあった。

分収造林事業の経緯を踏まえると、近年の木材価格の低迷により収益事業としての見通しについて不透明感が高まったとしても、この1万ヘクタール余の森林経営を放棄することなく、県の行政サービスの一環として「森林の公益的機能」を維持・発展させていくことが県民ニーズに答えていくこととなり、付随する債務についても、県が継承することは認められるものと考えられる。

4 「県民環境林」の目指すべき森林経営

- (1) 今後の保育作業計画としての「森林処方箋」の作成と、分収方法について、現行の全ての立木を販売し、その収益を分収する方法に加え、一定の割合で立木を残し、材積割合で分収する方法も可能とした、「新たな管理方法による持続的森林経営」
 - (2) 分収割合の見直しや、森林管理を包括して委託する「森林版指定管理者制度」の導入等による「公益的機能を発揮しながら収益の確保にも努める森林経営」
 - (3) 自然・環境教育のためのフィールドの提供等を行う「県民と森林のコミュニケーションをつかさどる森林経営」
- の3つの柱からなる森林経営により行うべきである。

5 経営を県に移管するために必要な事項

県が県林業公社の経営する森林及び債務を引き継ぐことは、新たな県民負担が生じることでもあることから、

- (1) 県林業公社は、その経営を県に移管するまでは、経営に関する情報公開を徹底し、県に継承する債務を最小にするための更なる債務圧縮対策を検討し、実施する必要がある。
- (2) 一方、県は、経営の移管に伴う県民負担について県民に説明する責任があり、併せて、森林の有する公益的機能や森林及び林業に関する県民理解を得るための、普及・啓発活動を更に盛り上げていく必要がある。

また、県への移管後は、既存の県行造林と統合した管理体制の整備を速やかに行い、県民環境林として効率的で無駄のない森林経営を行う必要がある。

6 県民に対する要請

県民に対しては、県林業公社が育てた森林は県民共有の財産であり、この森林を「県民環境林」として維持管理するためには、相応の費用負担が伴うことについての理解を得ることが必要である。

また、分収造林契約者に対しては、森林経営に伴う県民負担を軽減するため、分収割合を現行の4割から引下げることについて協力を得ることも必要である。

更に、「県民環境林」を維持・管理する活動へも積極的に参加していただき、その必要性について理解を深めていくことも重要と考えられる。

1 県林業公社の現状

(1) 検討に至る経緯

ア 県林業公社設立の背景

日本経済は、昭和30年代の後半から、高度経済成長に伴い、重化学工業を中心とする民間の設備投資が活発化し、労働賃金が上昇した。山村地域では、都市部への人口流出や高齢化によって労働力不足が進み、更に、増大する木材需要に対応するために行われた木材輸入が次第に増加し、相対的に価格の上昇した国産材の需要が低下したことから、造林が停滞した。

また、燃料革命により薪炭材（薪^{しんたん}や炭^{たきぎ}に用いられる木材）の需要が激減し、里山に手が入らなくなったこともあり、山林管理が不十分な状態となった。これらのことに対応するために国では、当時は低質広葉樹と称していたブナやナラなどの森林を、スギやマツ類の針葉樹に転換する「拡大造林」政策により国内森林資源の充実を目指した。

一方、山村地域においては、森林の持つ公益的機能の維持・発揮並びに将来的な木材産業の育成及び就労の場の確保という観点から、造林を推進する社会的要請も高く、このため、公的機関の主導による造林の推進について期待が高まった。

併せて、造林資金に関する政策金融制度の充実や分収造林特別措置法の制定もあり、分収方式（注1）による人工林化や森林資源の充実を図ることを目的として、昭和40年代、民法の規定に基づき、森林整備を目的とした公益法人が全国的に相次いで設立された。

県林業公社については、このような背景の下に、森林資源の造成、県土の保全、水資源のかん養等公益的機能の発揮、農山村経済の振興等を目的として、昭和45年に設立された。

注1 分収方式とは分収造林契約者と作業実行者である林業公社とが、立木販売収入を一定の割合で分け合う内容の契約（分収造林契約）に基づき、林業公社の費用負担により森林整備を行う方法をいう。

イ 事業の概要

土地所有者から借り受けた土地に地上権を設定し、立木販売収入を公社6割、土地所有者4割で分け合う内容の「分収造林契約」を締結し、県林業公社の経費負担により植林や手入れをする「分収造林事業」を実施し、県が樹立した「造林事業計画（第Ⅰ～Ⅲ期）」に基づき、県下一円に1万1,000ヘクタール余の森林を造成してきた。

ウ 果たしてきた役割

国の「拡大造林」施策に呼応し、地方においてその推進役を努めるとともに、就労の場の確保や、将来の木材産業の振興といった地域経済の発展に結びつけることを目的に

県下一円で森林整備を行ってきた。

また、停滞した造林を公的に補完する機能や、従来、県が経営してきた「県行造林（注2）」を代替して森林整備を推進する機能も果たしてきた。このことは、自営造林の進みがたい地域において、拡大造林を分収方式により計画的かつ集団的に実施する担い手としての期待に応えたものでもあった。

元来、分収造林事業は、森林資源を効率的に造成することにより、地域振興等に貢献しつつ、同時に県土保全等の公益的機能の発揮も図ろうとするものであり、森林資源の充実と投資資本の回収を組み込んだ優れた森林の整備手法であったが、昭和55年をピークに現在に至るまで国産材の価格は長期的に下落しており、将来的に借入金の償還に必要な収入が得られない可能性が強まってきたことから、近年、全国の林業公社では経営方針を見直す動きが高まっている。

国の森林・林業基本計画（平成18年9月）では、「国民の安全・安心を確保するため、森林所有者が自助努力を行っても適正な森林整備が進みがたい森林について、公的機関の関与による森林整備が必要である」とし、「森林整備法人（林業公社のこと）については、これが行う森林整備を推進し、これまで整備してきた森林については、多様な林相への転換を図りつつ、適正な整備を促進する」としている。

注2 県行造林とは、“公有林野の利用増進”と“県市町村の財産造成”を図り、“造林思想を普及する”ため、『青森県公有林野県行造林規程』（大正15年）に基づき、県林業公社と同様に分収方式により整備を行っている森林。契約内容や目的別に4つに分類され、「県営林」と総称している。県林業公社が設立されてからは新規契約をしておらず、県林業公社が実質的にその機能を代替している。（経営面積6,085 ha）

エ 本県における公社改革の取組

本県では、平成7年度に制定された行政改革大綱に基づき、県が設立した公社等に対して、民間活力の活用や組織の統廃合をも視野に入れ、効率的かつ効果的な経営に取り組むよう指導するとともに、「行政改革実施計画」において、具体的な実施項目やスケジュールを定め、改革に取り組んできた。

その一環として、平成8年度から、公社等の経営について検討を行う委員会を設置し、公社等の経営状況や経営改革の方向性について検討した結果を県に提言し、その内容を県民に対して公表してきた。

県林業公社に対しては、青森県公社等経営評価委員会が平成15年度に、「分収造林事業は、タイムスパンがあまりにも長すぎて経営予測が困難かつ不透明であり、企業経営としては成り立たないと判断する」、「造成した1万ヘクタール余りの森林は、県が管理・経営している県行造林へ組み込む方向で検討することを求める」との提言をしている。

また、平成16年度には、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、移管に伴う様々な課題を検討するよう提言があり、これを受けて平成17年度に本委員会が設置され、今後の分収造林事業のあり方や方向性を含めて検討を開始した。

(2) 問題点

ア 林業を取り巻く社会環境の変化

戦後、急増する国内の木材需要に対応するために開始された木材の輸入は、昭和40年代に入り次第に拡大していった。それに伴い、木材需要に占める国産材のシェアは相対的に低下し、経済の低成長に伴う木材需要の減少もあり、国産材価格は昭和55年をピークに次第に下落していった。

昭和60年代に入ると、国民は物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを求めるようになり、森林に対しても木材の生産を追求するばかりではなく、公益的機能の発揮が求められるようになった。

更に平成に入ると、林業は新規住宅着工戸数の減少に伴う建築用材需要の減少を主な原因とする「長期低迷期」に入り、経営コストの上昇も相まって林業の採算性は急激に低下する状況となった。

イ 債務問題

(ア) 借入金の増加

県林業公社の創設期は木材価格が好調であったこともあり、事業に要する経費の大半を借入金によって資金調達し、累積した債務を立木販売収入の6割（公社分収割合）で償還するという仕組みは、投資（植付）から回収（立木販売）に至るまで長期間を要する林業の経営形態とも適合していた。

また、木材価格の下落についても、長期間にわたる経営を考えた場合、木材輸出国の資源状況の変化により回復する可能性も否定できず、県の樹立した造林計画に基づき年々経営面積を拡大していった。

森林の造成には、植付や下刈、除間伐といった一連の保育作業に伴う追加投資が必要であることから、年々借入金が増加することとなり、また、契約地の増加によってそれが更に拡大した。

(イ) 借入金の種類及び残高

借入先は県及び農林漁業金融公庫であり、平成18年3月31日現在の借入残高は以下のようになっている。

単位：億円

借入先	種別	金額	備考
農林漁業金融公庫	元 金	137	
県	元 金	130	
	利 息	73	※ 1
	小 計	203	
計		340	
農林漁業金融公庫	利 息	69	※ 2
計		409	

※ 1 県借入金については、平成14年度から無利子化されており、利息は確定額である。

※ 2 公庫借入金については、借り入れの増加及び元利償還、更に借換えや契約の解除に伴う繰上償還のため毎年変動するが、将来負担の全体像を把握するため、上記時点での利息を含めた。

(ウ) 長期収支の見通し

平成17年度に県林業公社が試算した「長期収支見通し（注3）」によると、分収造林事業が終了する平成68年度において、約325億円の償還財源不足が生じる見通しとの報告がなされている。

注3 参考資料参照

(エ) 債務の特徴

(ア) で述べた理由により、借入金は増加してきたが、昭和55年度をピークに木材価格は下降線をたどり、最終的に多額の償還財源不足が生じるのではとの懸念が近年指摘されるようになった。

現在の木材価格水準で県林業公社が試算した長期収支見通しにおいても、森林整備に投入した経費を立木販売収入で回収するという分収造林事業の前提条件が成り立たない結果となっている。

森林の造成は、植付から下刈、除伐といった初期投資が大きく、県林業公社の試算した長期収支見通しによると、平成68年までの経営期間における借入金のうち、公庫からの借入金については、その91%が既に借入済の状況にある。

従って、今後、経費削減により新規借入金の圧縮を図ったとしても、収支改善に大きな効果をもたらすことを期待することは難しく、何らかの方法による既往債務の大幅な圧縮又は、木材価格の大幅な上昇による将来収入の増加がなければ収支均衡を図ることは困難という、極めて厳しい状況下にある。

この点については、県の林業政策の一翼を担う事業であることや、林業という長期

的な産業を育成する観点から、事業を継続する必要性があったにせよ、定期的に長期収支見通しを試算し、経営方針を見直すよう県は県林業公社を指導すべきであった。

なお、公庫借入金の償還については、未だ森林が伐採時期に達していないことから、県から別途借り入れにより返済しており、このことは、県がこれを容認する限り公庫への返済が滞ることはなく、最終的に公庫借入金については完済されるが、増加する県借入金については未償還金が生じる可能性があることを意味する。

ウ 国及び農林漁業金融公庫の見解

国が平成17年4月に森林の有する多面的機能の高度発揮や森林資源の循環的利用の観点から、今後の森林整備政策のあり方を検討するとともに、併せて、私有林における森林整備手法の一つである公社造林に対する施策のあり方を論議するために設置した「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の中間取りまとめ報告では、次のように述べている。

既往債務の問題については、多様な施策により造成されてきた現在の森林の造成コストをどう考えるべきかなど人工林全体にかかわる共通の問題であり、全ての森林所有者等を対象とした広範な検討の必要性は考えられるが、公社造林の債務に限っていえば、都道府県が主体となり、地域ニーズに応じて推進され、恩恵をもたらしてきた森林整備に関する政策に伴う債務であって、また、その程度には、地域事情に起因する要素も高い。このため、各地方において解決に向けた取組を強化していくことが必要であるが、国としても、債務の影響も念頭に置きつつ公社造林の適切な整備が将来にわたって円滑に進めていけるよう幅広く検討していく必要がある。（途中一部省略）

また、農林漁業金融公庫は、平成18年3月28日に開催された「林業公社に係る金融問題検討会」記者会見において、債務免除について次のようにコメントしている。

政策金融は国民の税金を活用しており、その免除には相当の理由がなければならない。林業公社は経営体であり、まず経営努力が必要と考えられる。
また、林業公社は県が出資して設立しており、借り入れに際しても県が損失補償をしていることから、償還の担保は確保できていると考えており、最終的には県が負担するものと理解している。

(3) これまでの経営改善策

これまでに県及び県林業公社が実施してきた主な経営改善策を以下に示す。

区 分	項 目	内 容
1 支出の抑制（借入金の削減）対策	(1) 県貸付金の無利子化 (H14～)	当初、県では公社に対し有利子で貸し付けていたが、この償還利息が将来的に公社収支を悪化させる大きな理由となることが長期収支見通しから明らかになったことを受け、支援策として平成14年度以降の貸し付けについては無利子化を図った。
	(2) 新規造林の取りやめ (H15～)	分収造林事業は、外的要因（輸入材の価格動向、住宅の着工戸数等）に左右され、これが大きな経営リスクとなっていることから、公社経営の安定化の一環として、新規発生債務の主な要因となる新規造林（経営の拡大）を取りやめた。
	(3) 金利負担の軽減 (H15～)	農林漁業金融公庫の借入金の一部は、高金利時に借り入れたものが含まれており、長期的にみると金利負担が非常に大きいことから、これを軽減するため「借換え専用資金（施業転換資金）」による借換えを行い、償還利息の負担軽減を図った。
	(4) 保育作業の見直し (H13～)	新規借り入れを圧縮するため、保育作業の内容や回数を樹木の生育に悪影響を及ぼさない範囲内で削減した。
	(5) 給与体系の見直し (H18～)	プロパー職員の給与を6～10%削減した。
2 収入の増加対策	分収割合の見直し協議 (H14～)	平成14年度から6カ年計画で全契約者に対して現行の分収割合（公社6：分収造林契約者4）を、公社7：分収造林契約者3に変更するための協議を行っている。
3 国及び農林漁業金融公庫に対する支援要請		分収造林事業を実施するに当たっては、その背景に国の「拡大造林」施策があったことから、県では国及び農林漁業金融公庫に対し、機会を捉えて林業公社の経営改善支援を要請してきた。

2 抜本的対策

(1) 抜本的対策の必要性

分収造林事業の将来を予測するに当たっては、将来の木材製品の需給及び価格動向を考察してみる必要があるが、

- ① 本来は市場動向を反映した立木販売がなされるべきところであるが、分収造林契約の満了により、需要動向を考慮せずに大量の市場出荷がなされる可能性が高いこと
- ② 少子高齢化による世帯数の減少により、住宅の新規着工戸数が減少しており、更に、在来軸組工法による新規着工戸数が減少傾向にあること

など、今後の木材価格や需要動向は不透明な状況にあり、立木販売収入の6割で現在の借入金を完済することはかなり難しいと考えられ、これは収益事業としての分収造林事

業の抜本的な見直しが必要であることを意味するものである。

更に、県林業公社では、10年以上の長期にわたってこの問題に取り組み、各種の対策を講じてきたにもかかわらず、収支改善の兆しが見えないことを考えると、立木販売が開始されるまで借入金で経費を賄い、増加した借入金については最終的に立木販売で完済するという現在の事業の仕組みは見直すべき時期にきていると判断せざるを得ない。

この点については、現状において分収造林事業は「収益事業としては存続困難」とする青森県公社等点検評価委員会と同様の見解である。

また、分収造林事業は、地域経済の振興や県土保全、水資源のかん養等の公益的性格を有することから、県が県林業公社の設立や運営に積極的に関与し、更に農林漁業金融公庫からの借り入れに際しては損失補償までしていることを考えると、抜本的対策には県が主体性を持ってかかわるべきである。

(2) 検 討

以上の観点から、当委員会では中間報告において、現段階において考え得る抜本的対策として次の3案を示した。

ア 全面解約

今後一切の経費がかからなくなることから、将来経費の削減には最も効果的であるが、解約について分収造林契約者の同意を得るためには県林業公社の分収権の放棄が必要になるものと推測される。

県林業公社の分収権の放棄により立木販売収入が見込めなくなることから、県貸付金の返済が困難となるほか、公庫借入金については、借入時の約定に基づく一括繰上償還も必要となる。

更に、現在の木材価格を考えると、解約後、森林所有者が森林整備を放棄するケースも多いと考えられることから、森林の機能低下が懸念され、林業政策上デメリットの大きい案といえる。

イ 所要経費の補助金化

森林の持つ公益的機能の維持・発揮を目的とする経営を主とし、木材生産による収益事業は二次的な経営目的とした場合、あるいは分収造林事業を公的な森林整備の一機能として捉えた場合は、検討対象となり得る。

しかし、県公社等点検評価委員会の求める公社改革像は、あくまでも「独立採算経営の確立」であり、赤字を補てんするための補助金は当てにしない経営を追求するものである。

そのため、補助金導入を検討するに当たっては、従来県が進めてきた公社改革の基本スキームとの整合性を検討する必要性が出てくることから、現時点での実施は難しいと考えられる。

ウ 経営を県に移管し、債務は県が継承

将来の木材価格が不透明であることや、経営期間が超長期にわたることを考えると、分収造林事業は収益事業としてはなじまないとし、森林の持つ公益的機能の維持・発揮の観点から、経営を県が管理する「県行造林」と統合し、併せて債務も県が継承すべきとする案である。

(3) 現時点における最善策

県林業公社が実施する分収造林事業は、木材生産以外にも地域経済の振興や森林の持つ公益的機能の維持や発揮という観点から、県の関与により実施されてきたものであり、仮に本事業の経営を県に移管しても、その目的は達することができるものと考えられる。

しかし、移管に伴う県民負担の増加に県民が納得する形で応えていくためには、分収造林契約者に対して、分収割合の引下げによる負担をお願いすることにより、できるだけ県民負担を軽減するとともに、将来的に森林の公益性を十分に発揮させていく方向性を選択する必要がある。

以上の点から総合的に勘案すると、当委員会は、森林経営を県に移管し、保育作業の経費節減や立木販売について最大限の努力を払い、その利用や管理の方法については、地域はもとより県民全体が参加して知恵を出し合い、「県民の財産」として維持・管理をしていく方法が現時点では最も妥当な案であるとの結論に達した。

3 移管後の経営方針

(1) 『県民環境林』の創設

県行造林へ移管後は、「木材生産」による「収益事業」を維持しながら、森林経営の目的に「公益的機能を発揮」するための「環境投資」という観点も取り入れていくものとする。すなわち、行政サービスの一環として、森林の持つ「公益的機能」を高めるために県費を投入しようとするものである。

そのため、従来の「県行造林」という名称を、より県民の理解を深め、親しみやすくするために「県民環境林」と改称するよう提案する。

「県民環境林」は、分収造林契約者、作業実行者、県の三者による「協働」により、森林の保育作業や分収方法について提案・選択方式を採用し、持続的な森林経営を目指していくものであり、以下に、当委員会で検討した「県民環境林」の経営方針を示す。

(2) 『県民環境林』の経営方針案

県民環境林の経営に当たっては、「大規模な一斉皆伐は実施せず、環境負荷の少ない持続的な森林経営」、「異なる林齢による多様な森林（複層林）、水資源のかん養や土砂崩れを防ぐ水土保全機能、生物多様性の向上に資する広葉樹の導入（針広混交林）」、「植付や手入れにコストのかからない森林造成」を目指した森林整備を進めていくものとする。

そのためには、現行の分収造林契約や保育作業について、「契約を延長し、立木として存続する期間の長期化（長伐期化）」、「択伐（抜き伐り）による複層林や針広混交林への誘導」、「立木販売収入の分け方（分収方法）の再検討」の点について見直しを行う必要がある。

分収造林契約者との協議に当たっては、この点について意見交換を行い、最終的な経営プランを決定する。

更に、地域住民による森林の共同利用やボランティアによる森林整備等の要望があった場合には、意見聴取の機会を設けるなど県民ニーズの反映に努め、県と分収造林契約者及び県民が双方向の対話を図り、「共同提案」による森林経営を目指していく。

ア 新たな管理方法による持続的森林経営

(ア) 「新たな施業基準」の策定と「森林処方箋」の作成

森林を、公益的機能の発揮を優先させる「環境林」と、木材生産機能の発揮を優先させる「木材生産林」に分け、さらにそれぞれを機能の高低で分けた4つの森林モデルを設定し、それぞれのモデルに誘導していくために必要な保育の方法やスケジュールを定めた「新たな施業基準」を策定する。

次に、個別の契約地について、樹木が生育している場所の自然条件や作業道の開設状況、樹木の生育状況などについて現況調査を実施した上で森林機能の判定を行い、その森林がどのモデルを目指すべきかを決定した上で、新たな施業基準に基づく「森林処方箋」を作成する。

分収造林契約者、作業実行者及び県は、それぞれの契約地ごとに作成された「森林処方箋」に基づき、「長伐期化」、「複層林もしくは混交林への移行」、「分収方法の変更」について協議し、最終的な経営プランを決定する。

(イ) 選択方式による分収方法の決定

(ア) で述べた協議においては、分収方法の選択が重要なポイントとなる。「公益的機能の発揮」や「持続的な森林経営」を目指す意味で、伐採方法については、一斉皆伐は避け、やむを得ず皆伐をしなければならない場合には小面積に留めるべきである。小面積皆伐は、一時的に多量の木材が市場に出回ることを防ぎ、伐採跡地における自然災害の未然防止などにも役立つ。

当初契約では、すべての立木を販売し、得られた収益を分収造林契約者と分収する内容となっているが、これを実施する場合であっても、できるだけ分割して伐採することについて、分収造林契約者の同意が得られるよう努めることが大事である。

皆伐によらない分収方法としては、契約終了時に立木の材積を調査の上、各々の分収持ち分材積を確定し、県持ち分については抜き伐りにより販売し、残った立木についてはそのまま分収造林契約者に返却する「立木分収」の方法が考えられる。

この方法は、大分県で採用している方法で、強度間伐により広葉樹の侵入を促し、針広混交林化を進めることにより、天然林に近い森林に誘導するもので、森林造成後は整備費用がほとんどかからないことや、森林の公益的機能が安定的に維持できるメリットがある。

しかし、分収造林契約者にとっては、現金収入を伴わないことから経営意欲が低下するおそれもあり、実施に当たっては分収造林契約者の理解と協力が不可欠である。

イ 公益的機能を発揮しながら収益確保に努める森林経営

(ア) 債務圧縮対策を継続する必要性

「県民環境林」の森林経営に当たっては、「環境林」や「木材生産林」の目標達成のみならず、県林業公社から継承した債務、すなわち県民負担をできるだけ圧縮していく経営が必要であり、次の対策に取り組んでいく。

(イ) 中・長期的な債務圧縮対策試案

県民環境林における経費削減と立木販売収入を増加させるための試案について以下に示す。

この中で、特に「森林版指定管理者制度」については、森林を「公の施設」として捉え、管理や経営を一定期間にわたって外部に委託することにより、民間の森林経営ノウハウの活用と経費削減を目的として当委員会が提唱する独自の案である。

なお、試案の大部分は、長伐期化や混交林化、小面積皆伐の推進など森林の持つ公益的機能の発揮を目的とした対策であり、収支均衡を前提とする現在の県林業公社の森林経営では実施困難と考えられることから、県行造林への移管後を視野に入れ、「中長期的」な案としたものである。

また、試案は分収造林契約の期間延長を伴うが、仮に県林業公社がこれを行うこととした場合には次のような問題点が考えられる。

- a 分収造林事業は、現在の木材価格水準では経営の長期化により借入金の増加が見込まれる一方、伐期の延長により期待される木材価格の上昇は、全国の林業公

社の多くが契約期間の長期化を志向していることもあり、契約終了時には木材市場が長伐期大径材の供給が過多となることも考えられ、将来的な建築用材の需要等も考慮すると現実視はできない。

- b 更に、現行では、収益事業を継続せざるを得ないが、「県民環境林」のスローガンである「公益的機能の高度化」は、必ずしも収支改善と相容れない面がある。

中・長期的な債務圧縮試案

区 分	内 容
1 分収割合の見直し（公共団体向け）	個人との契約より低い分収割合へと変更するよう要請する。
2 分収割合の見直し（公共団体以外向け） 〔（１）または（２）のいずれかを選択〕	（１）収益分収 立木販売の収益を分収割合に応じて配分。 （２）立木分収 ①当初契約終了時に、当初契約の分収持ち分で分収材積を確定する。 ②契約期間を延長し、その間の成長により増えた材積については県の持ち分とする。
3 運営経費の削減	森林版「指定管理者制度」の導入
4 保育作業の更なる見直し	（１）枝打の見直し－木材価格への影響が少ないとされる枝打作業の見直し。
	（２）高性能林業機械の導入－「列状間伐」と、そのための作業機械の導入。
	（３）人工林整理伐の導入 ・抜き伐りの跡地に広葉樹の育成を誘導する。 ・補助金の導入が可能。
5 農林漁業金融公庫借入金の見直し	繰上償還による金利負担の軽減－過去の高利率借入金を対象。

（ウ）「持続的・計画的な木材生産システム」の構築

日本の民有林は、所有規模が小さく、所有形態も多様であることから、計画的な生産体制の構築が難しく、更に、急しゅんな地形により高性能林業機械の搬入にも難点があり、作業コストが割高になりがちである。

県民環境林は、まとまった面積を有し、所有形態も統一されていることから、主伐はもとより、間伐や択伐でも計画的に木材を生産できる環境が整っており、また、高性能林業機械の搬入に不可欠な作業用道路が整備されている森林も多く、そのような森林では間伐のコストダウンも可能である。

更に近年、森林バイオマス資源などの新たな木材需要も動きつつあり、この様な新たな需要に応えるためにも、県民環境林はスケールメリットを生かした木材生産システムを構築し、安定した木材供給源としての評価を確立するよう努めていく必要がある。

(エ) 環境貢献のイメージ定着のための「森林認証」取得

近年、全国各地で「持続的な森林経営の基準・指標」に従って森林経営が行われていることを第三者機関が評価や認証を行う「森林認証」を取得する動きが、僅かずつではあるが増えてきている。森林認証を取得することは、環境保全に寄与し、「持続可能な森林経営」を行っていることの社会的認知を得るための重要なアイテムとなる。

そのため、県民環境林についても、条件の備わっている森林については「森林認証」を取得し、「環境貢献」と「持続的な森林整備」をアピールすべきである。

ただし、県民環境林は分収造林契約に基づくものであることから、契約終了後も森林整備水準の低下を招かぬよう、分収造林契約者の協力が不可欠である。

(オ) 国及び農林漁業金融公庫に対する支援要請の継続

分収造林事業は、「拡大造林の推進」や「森林の公益的機能の高度化」といった国の施策を地方において推進してきた。

そのため、同様の趣旨を継承する県民環境林についても、分収造林と同レベルの支援が受けられるよう、国及び農林漁業金融公庫に対する支援を継続して要請していくことが必要である。

ウ 県民と森林のコミュニケーションをつかさどる森林経営

県民環境林は、森林の持つ公益的機能を十分に発揮するほか、県民の目を森林に向け、その重要性を訴えていくためのツールとしての役割も果たす。

そのため、以下の取組についてもその手法を検討し、実践していくことが必要である。

(ア) 自然・環境教育のためのフィールド提供

子どもの「生きる力」を育む体験活動や、大学・市民団体等に森林環境教育の場として県民環境林を提供することにより、県民の森林に対する理解を深め、森林を社会全体で支えていこうという意識の醸成が期待できるものと考えられる。

(イ) NPO活動や森林ボランティアのためのフィールド提供

不在村地主や森林所有者の高齢化等により、放置され手入れの行き届かない森林の増加が問題になっている。

その一方、荒廃した森林を解消したいとの思いから、自発的な森林整備活動に取り組む団体も、僅かずつではあるが増えてきている。

しかし、森林の保育作業は傾斜地における作業であり、かつ、使い方を誤ると危険を伴う機械を用いることから、事前にある程度の習熟が必要である。

そのため、県民環境林では、この様な団体や個人がスキルアップを図る、あるいは自発的な森林整備の実践活動の場として活用していくことも必要と考えられる。

(ウ) 森林浴や森林セラピーのためのフィールド提供

分収造林は、木材生産を主眼とした森林整備を行ってきたことから、樹種や林齢構成が揃った森林（一斉単層林）である。この様な森林は一見自然性に乏しいと思われるが、手入れが行き届いた人工林は、植栽した樹木以外の低木や草本類（下層植生）が徐々に発達し、高木性の広葉樹の進入もみられるなど、我々に天然林と変わらぬ快適さをもたらしてくれる。

県民環境林はまだ若い樹木が多く、森林の癒やし効果を発揮するには至っていないが、将来的には針広混交林化を進め、県民が森林浴や森林セラピーの恩恵に浴することができるものと期待される。

4 委員会からの要望

(1) 情報公開について

県林業公社問題の解決には、県民の理解と協力が不可欠であることから、森林の持つ公益的機能の普及や啓発はもとより、公的支援を得るためにも情報公開は不可欠である。

(2) プロパー職員の処遇

県林業公社は、県の関与により運営されてきたものであり、仮に事業の廃止等により、関連する公社職員の身分に不安が生じた場合は、県林業公社と県が協力して、その処遇について対処するよう望む。

(3) 今後の取組について

本報告では、県林業公社の債務問題に焦点を当て論じてきたが、それ以外にも現在の森林・林業に必要と考えられる事項等について、以下に示しておきたい。

ア 現在の木材価格で経営が成り立つ林業を目指す

本報告では、公益的機能の発揮を目的とする森林経営の重要性について論じてきたが、林業政策上、森林の木材生産機能も軽視することはできない。木材市場はグローバル化が進み、国内林業は世界規模の競争にさらされているが、木材輸出国の一部は森林資源の減少や違法伐採などの問題を抱えており、更に、中国やインドが巨大木材消費国へと変ぼうを遂げつつある今、将来にわたって我が国が現在の輸入量を確保できる保証はない。

そのため、国内林業を自立した循環型産業へと誘導し、輸入木材に頼らなくても国内消費を賄うことができるような産業体制を構築し、併せて雇用の確保や木材関連産業の振興等により、地域経済の発展に貢献することができるよう、真剣に取り組んでいかなければならない。

これらを実現していくためには、公的機関の連携強化による公共事業等への県産材の活用促進や、供給体制の整備、近年使用量が伸びている集成材をはじめとした高付加価値木材製品の生産拡大、あるいは建築材以外の新たな用途開発などを柱とした木材の自給率を上昇させるための施策を展開していく必要がある。

また、森林所有者が、流通部門（加工・流通業者、小売業者など）との異業種交流による連携を図り、利害関係を調整することによって中間経費を抑え、輸入木材並みの製品価格で利益を生み、それを森林所有者に還元できる仕組みを考えていかななくてはならない。

更に、国産材を利用することのメリットについて、地産地消による地元への利益還元や資源の循環利用による環境負荷の低減などの点をアピールし、最終消費者の購買意欲を高める工夫を進めていくことも必要である。

これらの取組を進めていくことによって、土地所有者は伐採後に再び植林する意欲が喚起され、再生産可能な資源として森林の価値を高めることにつながっていくものと期待される。

イ 森林・林業に関する県民への普及・啓発活動

森林が地球温暖化対策等の環境保全に貢献していることについては、県内の行政機関等が行っている啓発活動等によって、ある程度の県民理解は進みつつある。

しかし、健全な森林を育成していくためには、どのようなことが必要かという点については、森林の手入れに直接携わる機会が少ないこともあり、なかなか県民理解は進んでいない。

当委員会においても、森林・林業に対する県民理解が進んでいないとの意見が数多く出された。森林の目に見えない効用をいかにして県民に周知していくかということは難しいテーマであるが、例えば、森林の持つ公益的機能を貨幣評価する等、理解を進めるための手法を研究していくことも必要と考えられる。

県民環境林は、県民に対して森林との触れあいの機会を提供するとともに、木材生産を通じて地域経済の発展にも貢献する「県民共有の財産」として有効的に活用されるよう、切に望むものである。

ウ 新たな県民参加の手法

現在、県においては、森林のみならず海や川の環境保全全般に要する経費に広く充てる目的の新税についての検討が行われていると聞かすが、海や川の源は森林にあり、この整備を進めていくことは地球温暖化防止はもとより、水資源のかん養、漁場環境の保全など多方面にわたり貢献できるものと考えられる。

一方、他県では森林整備を目的とする独自課税について活発に取り組んでいるところであり、このような取組は、県民参加により、地域の森林を、地域の「財産」として目に見える形で育成や管理をすることとなり、本県においても森林の現況を踏まえながら県民理解を得られるような形でその負担のあり方を検討する必要性は高いと考えられる。

エ 県行造林に移管するまでに必要と考えられる事項

県行造林への移管に当たっては、県林業公社債務の継承が必要となることから、その方法等については様々な検討を要すると考えられるが、差し当たっては、毎年増加していく借入金に一定の歯止めをかけることが必要と考えられる。

具体的には、公庫からの有利子借入金を無利子の県借入金に切り替え、更に、現在借入金で賄っている運営資金（人件費）についても、県派遣職員分については、分収造林事業が県行造林事業の代替機能を有している点に着目し、県が助成する等の措置が妥当と考えられる。

オ その他

本報告では、現時点において考え得る対策についてのみ論じてきたが、今後、当委員会で検討してきた対策よりも、更に有効な対策が見出された際は、本報告書で示した方向性以外の選択肢についても検討するよう付記する。

参考資料

1 林業公社の概要

(1) 沿革

- ・昭和45年 「財団法人青森県造林公社」として設立され、分収造林事業を開始
- ・平成9年 「林業労働力確保支援センター」の認定を受ける
- ・平成10年 「財団法人青い森振興公社」に改称
- ・平成15年3月 解散
- ・平成15年4月 「社団法人青い森農林振興公社」（社団法人「青森県農村開発公社」を改称）に全ての業務を継承

(2) 目的

この法人は、青森県内において森林資源の造成、整備を図るとともに森林、林業に関する普及啓発等を行うことにより、県土の緑化、保全ならびに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

ア 分収造林事業（青い森農林振興公社森林会計部門）

- ・森林の造成及び整備に関する事業
- ・分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- ・森林、林業に関する普及啓発の事業
- ・森林経営、技術の指導等、林業振興に関する事業
- ・その他この法人の目的達成に必要な事業

土地所有者と60年間の分収造林契約を締結し、伐採収益を公社6，土地所有者4で分収する。

造林計画及び実績

単位：ha

計画	計画年	伐採年	計画面積	造林面積	現存面積
第1期	昭和45～昭和59年	平成36～平成50年	6,000	6,085	5,949
第2期	昭和60～平成7年	平成51～平成61年	3,500	3,507	3,467
第3期	平成8～平成14年	平成62～平成68年	822	822	808
計			10,322	10,413	10,224

- (ア) 分収造林の契約件数
1,263件（契約者数1,085人）
- (イ) 経費の財源
造林補助金（国及び県）、農林漁業金融公庫資金、県借入金

イ 分収造林事業以外の事業

- (ア) 林業労働力確保支援センター事業（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号））
 - ・ 基幹林業労働者の養成研修
 - ・ 林業団体に対する労災保険掛金などの助成
 - ・ 新規就労者への貸付事業
 - ・ 林業雇用改善の指導事業
- (イ) 経費の財源
補助金（国及び県）、県森林整備担い手対策基金運用益、厚生労働省委託料

ウ 組織・執行体制

- (ア) 組織体制

区 分	人 数	内常勤	備 考
理 事	14名	1名	県OB 1名
監 事	2名	－	
職 員	52名	32名	県派遣16名

※ 内分収造林事業関係は7名（県出向2名、プロパー5名）

- (イ) 森林会計以外の業務
農地保有合理化事業、青年農業者等育成センター関連事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等

2 「青森県分収造林のあり方検討委員会」について

(1) 青森県分収造林のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社団法人青い森農林振興公社（以下「公社」という。）が県及び農林漁業金融公庫からの借入金により実施してきた分収造林事業の経営は、近年、その債務の累積と木材価格の低迷から、これまで進めてきた経営改善対策では限界があり、県及び農林漁業金融公庫資金の償還にも影響を及ぼしかねない状況が懸念されている。

2 このため、県は、青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書の提言を踏まえ、公社が実施している分収造林事業について、今後のあり方や方向性等について検討するため、青森県分収造林のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- （1） 公社が実施してきた分収造林事業の意義及び評価等
- （2） 公社が実施している分収造林事業の今後のあり方、方向性
- （3） 公社が実施している分収造林事業の県への移管の妥当性
- （4） 公社の債権・債務を県が継承することの妥当性
- （5） 分収割合のあり方
- （6） 県行造林に移行した場合の経営方針
- （7） その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会の委員は、行政、森林政策、林業、経済または企業経営に関し優れた見識を有する者及び分収造林契約者から選任する。

2 委員の数は、6人とする。

3 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成19年3月31日までとする。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務は、農林水産部林政課において執り行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(2) 委員名簿

氏名	役職等	備考
おかだ しゅうじ 岡田 秀二	岩手大学農学部教授	委員長、林業関係学識経験者
おがさわら つとむ 小笠原 務	かねさ株式会社 顧問	分収造林契約者
こがわ まさたか 古川 正隆	蓬田村長 青森県市町村林野振興対策協議会長	分収造林所在町村長
つかはら たかし 塚原 隆市	南部電機株式会社代表取締役社長 株式会社 BeFM 代表取締役専務	企業経営者
つくだ もりひろ 附田 守弘	青森県森林組合連合会代表理事専務	林業関係者
ひらいで みちお 平出 道雄	青森中央学院大学経営法学部教授	経済関係学識経験者

※ 五十音順

(3) 検討経過

回次	開催日	検討事項
第1回	平成17年6月3日	①分収造林事業の問題点 ②今後のあり方等についての全体的な検討
現地検討	6月30日	①分収林の現状 ②郷土樹種による混交林の造成事例
第2回	8月5日	①現在の林業が抱える問題点等 ②分収造林事業の改善点
第3回	9月26日	①県行造林に移管することの意義 ②移管後の公社分収造林の位置付け等
第4回	11月15日	①移管後の県行造林の経営方針等 ②中間報告取りまとめに当たっての総括的な検討
中間報告パブリックコメント	平成18年3月22日 ～4月21日	①分収造林を廃止、②補助金により事業継続、③県行造林と統合し県が管理するとの3案を提示し、③案を妥当とする報告 提出意見数4件
第5回	6月10日	①パブリックコメント結果報告 ②公社長期収支見通しについて（再試算要請）
第6回	9月30日	①公社長期収支見通しについて（再試算結果報告） ②環境保全を目的とした新たな財源の必要性について ③移管後の経営方針について

(4) パブリックコメント実施結果

ア 提出された意見

提出意見数は 4 件

①文章修正	②記述済み	③実施段階検討	④反映困難	⑤その他	計
	1	2		1	4

- ①「文章修正」………本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの
- ②「記述済み」………既に記述済みのもの
- ③「実施段階検討」………プランの実施段階で検討または対応すべきもの
- ④「反映困難」………意見の反映が困難なもの
- ⑤「その他」………質問や感想、施策の体系外への意見

提出意見については、委員会及び県の考えを付し、①県のホームページ、②行政資料センター、③県の各合同庁舎地域住民情報コーナー、④県林政課にて公表した。

3 県林業公社に対する今までの提言

(1) 平成8年～14年

主 な 提 言	実 施 状 況	効 果
1 名称を変更し、木材生産のみならず森林利用の普及・啓もう等多岐にわたる活動を展開すべき	H10年4月に財団法人青い森振興公社に名称変更	
2 ボランティア活動等県民参加の森づくりのコーディネイトをすべき	(1) 青い森づくりボランティア活動事業の実施 (H14～16) (2) 親子森林体験教室の開催 (H13～16)	H15年に“森林ボランティア青森”が組織される。(H16年度末現在24人)
3 長期収支を好転させるための施策を実施すべき	(1) 保育作業の実施回数見直しによる直接事業費の削減 (H13) (2) 造林補助金の県林業公社への配分増 (H13) (3) H12年度退職者の欠員不補充 (H13)	
	(1) 県貸付金の無利子化 (H14～) (2) 分収割合の見直し (H14～19) (3) 新規造林の中止 (H15～)	

主 な 提 言	実 施 状 況	効 果
	(社) 青森県農村開発公社への統合による人員削減 (H15～)	
	(1) 施業転換資金による公庫既往借入金の借換え (H15～) (2) 直接事業費の更なる削減 (H16～)	約 75 億円の借換えを実施し、将来発生利息を 34 億円削減

(2) 平成15年度

- ① 本事業は、タイムスパンがあまりにも長すぎて経営予測が困難かつ不透明であり、企業経営として成立し得ないと判断する。
- ② 本法人の分収造林事業制度を廃止し、県行造林に組み込む方向で速やかに検討することを当委員会は求める。

(3) 平成16年度

- ① 事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきであるが、その検討の前提として、木材単価の変動等各種要因を精緻化した分収造林事業の長期収支試算が必要である。
- ② 移行に当たっては、様々な課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入ってほしい。
- ③ 県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減の徹底・間伐等の収入確保対策を進める必要がある。

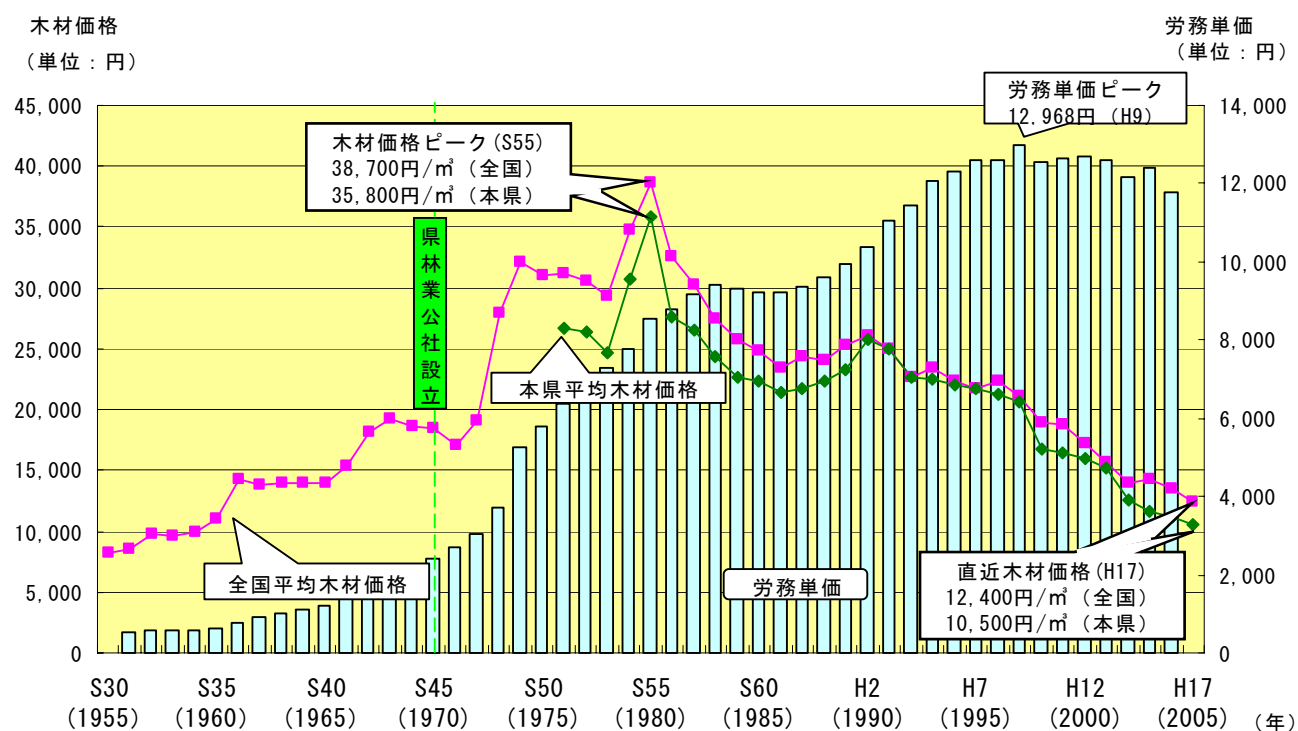
(4) 平成17年度

- ① 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行。
- ② 移行時期、債務切り替え等の具体的スケジュールについて検討し、明確化することを望む。

(5) 平成18年度

- ① 公社等における人件費の高止まりの是正 (全公社共通事項)
- ② 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等

4 木材価格と労務単価の推移



5 県林業公社長期収支

区 分	説 明	合 計
事業収入	主・間伐による立木販売収入見込額	227.4
内スギ主伐収入	スギの主伐による販売収入見込額	211.8
内マツ類等主伐収入	マツ類 (アカマツ・クロマツ・トドマツ) カラマツ・ヒバの主伐による販売収入見込額	13.3
内スギ間伐	スギの間伐による販売収入見込額	2.3
造林補助金	植付や手入れに要する事業費に対する国などの補助金	96.8
利子助成	公庫借入金利息に対する県の利子助成	3.8
公庫借入金	林業基盤整備資金等	168.0
県借入金	事業費、管理費、公庫償還金に要する経費についての借り入れ	520.4
その他	立木補償金及び森林保険金等	12.6
収入計		1,029.0
分収交付金	立木販売収入から調査費等を差し引いた額に分収割合を乗じた額	86.2
直接事業費	植付や下刈、除間伐等、森林の手入れに要する経費	280.7
間接費	人件費、公租公課等の事務、事業経費	61.9

区 分	説 明	合 計
公庫償還金	公庫借入金の償還に要する経費	324.4
県償還金	県借入金の償還に要する経費	593.9
その他	立木損失補償及び森林保険等の収入を分収割合に応じて分収造林契約者へ支払うもの	7.3
支 出 計		1,354.4
収 支 差		△325.4

6 森林の公益的機能の評価額

単位：億円

働き（機能）	説 明		全国の評価額	本県の評価額	公社経営森林の評価額
1 水資源貯留機能	水を貯える	スポンジ状の土壌に雨水を貯え、地下水として徐々に流出することにより、安定した川の流れを保ち、濁水を緩和します。	8兆7,407	1,233	19.8
2 洪水緩和機能	洪水を防止する	樹冠による雨水のしゃ断や、土壌の水を貯える働きにより、直接流出量（洪水流量）を軽減します。	6兆4,686	1,176	18.8
3 水質浄化機能	水をきれいにする	雨水が土壌にしみ込んでいく過程において、不純物を吸着し水質を改善します。	14兆6,361	1,986	31.8
4 表面浸食防止機能	表面の土が流されるのを防ぐ	樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草などが、降雨による表土の侵食を防ぎます。	28兆2,565	7,063	113.2
5 表層崩壊防止機能	土砂崩れを防止する	木の根がしっかり土を抑えることで、土砂の崩壊を防ぐとともに、表面侵食による崩壊を防止します。	8兆4,421	2,142	34.3
6 保健休養機能	気持ちをさわやかにする	レクリエーションの場として、安らぎを与え、生活にゆとりを提供します。	2兆2,546	564	9.0
7 二酸化炭素吸収機能	二酸化炭素を吸収する	成長の過程で行う光合成により、二酸化炭素を吸収しています。	1兆2,391	310	5.0
8 化石燃料代替機能	木材を生産する	鉄やアルミニウムと比較して、製品製造時の消費エネルギーが少ない、	2,261	385	6.2

働き（機能）	説明		全国の評価額	本県の評価額	公社経営森林の評価額
		環境に優しい木材を生産しています。			
合 計			70兆2,638	1兆4,859	238.1
対 象 面 積			2,5121万ha	63.8万ha	10,224 ha

7 他県の動向（抜本的対策を表明または実施済みの県）

県 名	方向性	実施年度	備 考
岩手県	県行造林と統合	平成19年度中	
神奈川県	県行造林と一体的な管理を検討	平成20年度末までに発展的な改組を検討	
長野県	県行造林と統合	未定	
岡山県	公社存続	平成17年度	基金造成により、事業を継続
大分県	県行造林と統合	平成19年度中	